

# キャリアコンサルタント登録制度および ハローワークにおける職業相談技法の 向上について

## キャリアコンサルタント登録制度について

職業能力開発局 キャリア形成支援課

本稿では都道府県労働局やハローワークの行政職員と縁の深いキャリアコンサルタント（キャリアコン）資格の登録制度についてご紹介したいと思います。

キャリアコンサルタントは、キャリアアコンサルティング（労働者の職業の選択、職業生活設計、職業能力の開発と向上に関する相談に応じ、助言や指導を行うこと）の専門家です。

平成28年4月、改正職業能力開発促進法に基づき新たな国家資格「キャリアコンサルタント」（注）が誕生し、「キャリアコンサルタント

登録制度」がスタートしました。

（注）改正職業能力開発促進法では「キャリアコンサルタント」「キャリアアコンサルティング」というように、「・」がなく、本稿でも平成28年3月末までの「キャリア・コンサルタント」「キャリア・コンサルティング」とは表記を区別しています。

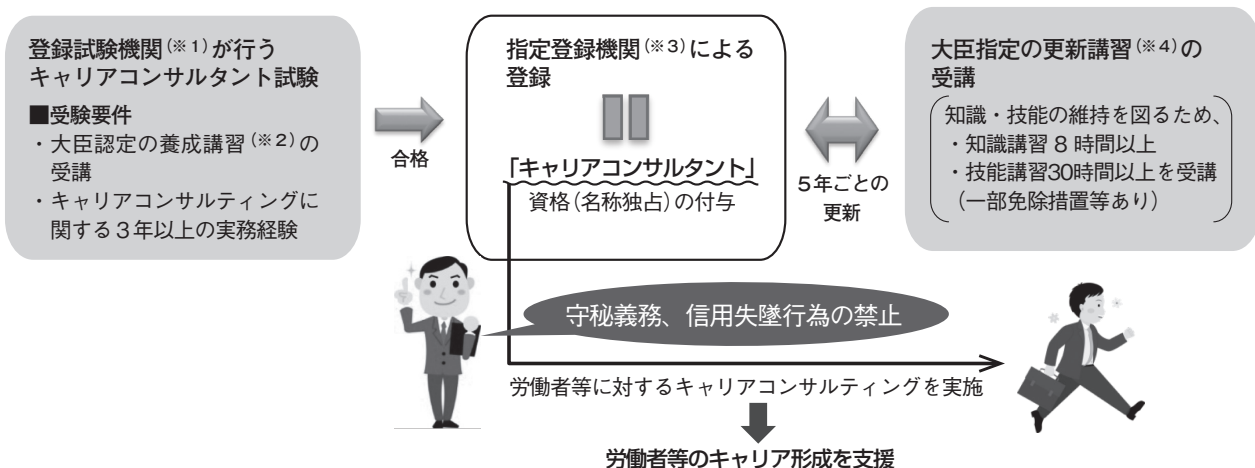
### ◆キャリアコンサルタント登録制度

キャリアコンサルタント登録制度において「キャリアコンサルタント」になるには、試験に合格す

## キャリアコンサルタント登録制度について

- キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティング（労働者等の職業選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関する相談・助言・指導）を行う専門家であり、企業、需給調整機関、教育機関等の幅広い分野で活躍。
- 平成28年4月1日より、キャリアコンサルタントを登録制の名称独占資格とし、5年ごとの講習受講による資格更新制度、守秘義務・信用失墜行為の禁止等の規定と相まって、その質を担保し、労働者等が安心して職業に関する相談を行うことのできる環境を整備。

## キャリアコンサルタント登録制度の概要



※1 平成28年4月1日現在、特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会及び特定非営利活動法人日本キャリア開発協会の2機関を登録試験機関として登録。  
 ※2 平成28年5月1日現在、15講習を認定。  
 ※3 特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会を指定登録機関として指定（1機関に限り指定可）。  
 ※4 平成28年8月15日現在、知識講習11講習（9機関）、技能講習73講習（16機関）を指定。

るだけでなく、国が定めるところにより「登録」する必要があります。

また、キャリアコンサルタント資格は、名称独占資格に位置づけられているため、「登録」をした「キャリアコンサルタント」でない者は、「キャリアコンサルタント」やこれに紛らわしい名称（「〇〇キャリアコン」など）を名乗ることができなくなります。

キャリアコンサルティング職種技能検定の1級・2級合格者も同様に、この登録を行わなければ「キャリアコンサルタント」を名乗ることはできません。

なお、登録は、キャリアコンサルタント指定登録機関（特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会。以下「協議会」と表記）に行っていたかどうかとなります（具体的な手続は、協議会HP「国家資格キャリアコンサルタントWebサイト」参照）。

### ◆更新制度（質の保証）

キャリアコンサルタントとして登録後、その資格を維持するためには、5年ごとに「更新」を行わ

なければなりません（能開法第30条の19第3項）。

「更新」するためには、①知識レベルを維持するための講習8時間以上、②技能レベルを維持するための講習30時間以上を受講しなければなりません。

なお、この更新についても、協議会に行っていたかどうかとなります（同様に協議会HP「国家資格キャリアコンサルタントWebサイト」参照）。

また、能開法第30条の27第2項において、守秘義務（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金という罰則付き）も規定されました。

キャリアコンサルタント登録制度は、これらの仕組みによって、キャリアコンサルタントの質、信頼性を担保し、労働者が安心して相談できるような資格とすることをねらいとしています。

キャリアコンサルタントは、ハローワークのほか、企業（人材育成支援担当者など）、民間の需給調整機関、教育機関（大学のキャリアセンターなど）などで活躍しており、平成29年2月末現在、2万4676人のキャリアコンサルタント

が登録されています。今後、労働者のキャリア形成支援の必要性に応じ、キャリアコ

## ハローワークにおける職業相談技法の向上について

職業安定局 首席職業指導官室

ハローワークにおける職業相談は、求職者と職業の結合を目的としています。職業相談窓口において、支援が必要な求職者に対して、きめ細かな就職支援を行うためには、相談を担当する職員として求職者と職業双方の理解を深めることが重要です。

職員がキャリアコンサルティングを学び、キャリアコンサルタント資格を取得することにより得られる専門知識・技法は、双方の結合に必要な専門性を高めることに直結します。

資格取得によって得られる専門知識・技法は、ハローワークにおける様々な職業相談場面で活用が可能であり、求職者の就職支援を強化することにつながります。また、職業紹介担当職員一人ひとりの職業相談技法の向上が図られる

ンサルタント資格者の活躍領域はさらなる拡大が見込まれています。

ことで、ハローワークサービスの向上、ひいては組織全体の質の向上につながります。

キャリアコンサルティングに関する専門知識・技法を実践で活用するメリットを挙げてみます。

### ① 求職者を理解する力の向上

人間理解に関する様々な理論や知見を身につけることで、職業相談場面において、求職者をより深く的確に理解できるようになります。的確な求職者理解は、求職者に対する適切なサービスの出発点であり、職業相談に不可欠な基本的態度といえます。

### ② 求職者自身が自己理解を得るための支援の強化

質問・助言方法などのカウンセ

リング技法を習得し、キャリアアシスト作成技法やテスト・ツール技法も活用できるようになることで、求職者自身の自己理解を促進させることができます。こうした技法の習得により、求職者に提供する問題解決・目標達成に必要な方策の選択肢を増やすことができます。

### ③ 職業相談の過程を客観的にモニターできる視点の獲得

求職者の状態や職業相談の進捗を客観視して把握できるようになります。求職者が抱える問題、課題に対して行う職業相談が、現在の段階にあり、どのような方策で支援できるのかを自らマネジメントすることができるようになります。

その他、元々ハローワーク職員は、雇用保険制度、雇用管理指導援助のノウハウなど、求職者・求人者双方に働きかけができる各種の就職支援ツールを持っています。職業相談の場面に応じてこれらのツールとキャリアコンサルティング技法を組み合わせることで、職業相談の質を向上させることが可能になります。

さらに、日々の職業相談を通じて、理論・技法を活用した実践を積みこむことで、職業相談技法の向上について相乗的な効果が見込まれます。

管理者層にとっても、部下職員・相談員が行っている就職支援策・職業相談内容について俯瞰的に把握し、日常業務の進め方を含め適切な助言・指導ができるようになるなど、マネジメント能力が向上するといった副次的なメリットがあります。

昨年4月のキャリアコンサルタントの国家資格化は、職員による職業相談技法の向上や資格の取得促進に向けた環境がより整えられたことを意味するものであり、技法の習得や資格取得に向けた一層の環境整備を図っていくこととしています。



# キャリアコンサルティングで 社会を元気に！

キャリア・コンサルティング協議会は—

キャリアコンサルティングの養成や実践・研究等に関わる団体が相互に協力して、キャリアコンサルタントの資質確保活動とキャリアコンサルティングの普及啓発活動を行うことを目的に設立された団体です。

特定非営利活動法人

## キャリア・コンサルティング協議会

国家資格「キャリアコンサルタント」登録試験機関

国家検定「キャリアコンサルティング技能検定」指定試験機関

国家資格「キャリアコンサルタント」指定登録機関



〒105-0011 東京都港区芝公園1-6-8 泉芝公園ビル5階 電話：03-5402-5588